

平成二十九年一月二十三日付け広島県報（定期）第六号に登載の広島県公安委員会規則第二号（交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

警察本部警務部警務課長

ページ	行	誤	正
一	一一	「小川内町一丁目」を「中広町一丁目」に	「西区小川内町一丁目」を「西区中広町一丁目」に